

1 目 的

県民スポーツ祭(以下「本祭典」という。)は、県民に、気軽に参加できる幅広いスポーツ活動の実践の場を提供することにより、競技スポーツおよび生涯スポーツの普及・振興を図り、もって生涯にわたって元気でいきいきとしたスポーツライフの実現を目指すことを目的とする。

2 主 催

福井県、福井県教育委員会、(公財)福井県スポーツ協会、しあわせ福井スポーツ協会、福井県レクリエーション協会、各市町、各市町教育委員会、各市町スポーツ協会

3 主 管

県民スポーツ祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)

4 内 容

本祭典は、総合開会式(7月の第2土曜日)および各競技・種目別大会を実施し、その内容については、別に実施要項において定める。

5 開催時期

本祭典は、夏季と冬季とに分けて開催し、原則として、夏季は7月の第2土曜日および第2日曜日ならびに8月の第2土曜日および第2日曜日を、冬季は2月中旬を中心に実施する。

6 会 場

本祭典は、県内全域において開催することを原則とし、各会場については、実行委員会において決定する。

7 大会形式および大会方法

- (1) 各競技・種目別大会には、市町対抗の部、交流大会の部、高等学校の部および中学校の部、小学生の部、障がい者の部を設けることとする。
- (2) 大会形式、競技・種目内容および運営方法については、各競技・種目ごとに本祭典の目的が達せられるよう、次の事項に留意の上、各競技・種目団体が競技・種目別実施要項において定める。
 - ア 競技・種目の選定および大会形式は、参加者の実情に応じて、弾力性を持たせること。
 - イ チーム編成の方法は、年齢等を考慮し、幅広く県民が参加できるように工夫すること。

ウ 当該競技・種目の実情に合わせた体験教室、各種講習会等を開催すること。

8 参 加 者

参加対象者および参加資格は、本祭典の目的に沿うよう、次の事項を参考にして、各競技・種目団体が競技・種目別実施要項において定める。

ア 福井県内に在住する者または勤務する者とする事。

イ 原則として、競技・種目別団体等の登録の有無は条件としないこと。

ただし、運営上または安全上必要と認められる場合には登録者を条件とすることができる。

ウ 身体に障害のある人も参加できるように配慮すること。

エ 上記のほか、参加資格等の詳細については、競技・種目別実施要項によるものとする。

9 表 彰

各競技・種目の上位入賞者には、表彰状を授与する。

10 経 費

(1) 準備および開催に要する経費は、主催者負担およびその他の収入をもって充てる。

(2) 参加費（傷害保険料を含む。）は、各競技・種目団体で定めることができる。

(3) 実行委員会および各競技・種目団体は、本祭典の目的に賛同を得た団体等から協賛を受けることができる。

11 事 務 局

実行委員会の事務局を（公財）福井県スポーツ協会内に置く。

12 そ の 他

本祭典の運営および開催に関し必要な事項は、実行委員会において定める。

付 則

この規程は、平成17年4月26日より施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月19日より施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月27日より施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年4月24日より施行する。

(名称)

第 1 条 本委員会は県民スポーツ祭実行委員会（以下「本委員会」）と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は県民スポーツ祭の企画運営について協議する。

(事業)

第 3 条 本委員会は前条の目的を達成するため、下の事項を行う。

- (1) 県民スポーツ祭の開催準備に関する事項
- (2) 県民スポーツ祭の実施運営に関する事項
- (3) 主催、その他、関係団体等との連絡調整に関する事項
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 4 条 本委員会は各種体育団体ならびに関係機関の代表者をもって構成し、主催者において委嘱する。

(役員・選任・職務)

第 5 条 本委員会に下の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監事 2 名

2 委員長は(公財)福井県スポーツ協会専務理事をもって充て、本委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員の互選により決定し、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

4 監事は実行委員会の承認を得て決定し、本祭典の執行を監査する。

(任期)

第 6 条 本委員会の任期は1か年とする。ただし、留任を妨げない。

2 役職により委嘱された者は、その役職に就任している期間とし、退任した場合は、その後継者がその職務を継承する。

(会議)

第 7 条 本委員会は随時必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 本委員会の議長は、委員長とする。

3 本委員会は半数以上をもって成立し、議決は出席者過半数の同意を要する。

(小委員会)

第 8 条 専門的な事項を担当するための小委員会をおくことができる。

(専決事項)

第 9 条 委員長は、実行委員会の権限に属する事項について、急を要し、実行委員会を招集するいとまがないと認めるときは、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の実行委員会に報告しなければならない。

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| 付 | 則 | この規程は、平成17年4月26日より施行する。 |
| 付 | 則 | この規程は、平成18年4月19日より施行する。 |
| 付 | 則 | この規程は、平成28年4月 1 日より施行する。 |
| 付 | 則 | この規程は、平成30年4月27日より施行する。 |
| 付 | 則 | この規程は、令和 2 年4月24日より施行する。 |

実施競技・種目は、(公財)福井県スポーツ協会、しあわせ福井スポーツ協会、福井県レクリエーション協会のいずれかに加盟している団体の競技・種目とする。

なお、競技・種目団体は、次の事項を満たす団体でなくてはならない。

- (1) (公財)福井県スポーツ協会、しあわせ福井スポーツ協会、福井県レクリエーション協会のいずれかに加盟し、推薦された団体であること。
- (2) 組織が整備されており、規約をもとにして健全な運営がされている団体であること。
- (3) 主体的に競技・種目別大会を開催できる団体であること。
- (4) 複数年に渡り、競技・種目別大会を継続して開催できる団体であること。
- (5) 高体連・中体連は、各連盟の規定に準ずる。
- (6) 小学生は、福井県スポーツ少年大会開催基準要項に準ずる。
- (7) 障がい者の部の内、全国障がい者スポーツ大会の予選となる競技について福井県障がい者スポーツ大会実施要項による。

付 則

この細則は、平成24年4月24日より施行する。

付 則

この細則は、平成30年4月27日より施行する。

付 則

この細則は、令和 2 年4月24日より施行する。

1 開催の目的

本祭典は、県民に気軽に参加できる幅広いスポーツ活動の実践の場を提供し、健康・体力づくりに寄与するとともに、生涯にわたって元気でいきいきとしたスポーツライフを実現しようとするものである。

2 主 催

主催は、福井県、福井県教育委員会、(公財)福井県スポーツ協会、しあわせ福井スポーツ協会、福井県レクリエーション協会、各市町、各市町教育委員会、各市町スポーツ協会、各競技・種目別大会については、開催競技・種目団体を含めたものとする。

3 大会要項

(1) 事業内容

事業名	実施期日	会場	事業内容
総合開会式	令和3年7月10日(土)	福井市	式典、スポーツ体験祭 他
競技・種目別大会	令和3年4月～令和4年3月	県下一円	市町対抗の部 (42種目) 交 流 の 部 (60種目) 高 校 の 部 (32種目) 中 学 校 の 部 (17種目) 小 学 生 の 部 (7 種目) 障がい者の部 (9 種目)

ア 市町対抗の部は、一般男女で市町代表選手による対抗制とする。

イ 交流大会の部は、年齢別大会や体験教室、研修会など競技種目の特性に応じて実施する。

ウ 高等学校の部は、高等学校生徒の競技で競技別学校対抗とし、高等学校体育連盟が定める実施要項によるものとする。

エ 中学校の部は、中学校生徒の競技で競技別学校対抗とし、中学校体育連盟が定める実施要項によるものとする。

オ 小学生の部は、福井県スポーツ少年大会開催基準要項によるものとする。

カ 障がい者の部の内、全国障がい者スポーツ大会の予選となる競技については福井県障がい者スポーツ大会実施要項によるものとする。

(2) 実施競技・種目

別紙競技・種目開催日程・会場他一覧による。

(3) 表 彰

ア 各競技・種目の順位決定方法は、当該競技・種目団体の任意とする。

イ 市町対抗および交流大会の部は、団体・個人の上位入賞者（原則として3位まで）に、表彰状を授与する。

ウ 高等学校および中学校の部は、それぞれ高等学校体育連盟および中学校体育連盟の定める規則による。

エ 小学生の部は、福井県スポーツ少年大会開催基準要項によるものとする。

(4) 参加資格

県民スポーツ祭実施大綱第9条の規定により次のとおりとするが、詳細は、競技・種目別実施要項による。

ア 市町対抗の部

(ア) 出場は、居住地（住民登録に関係なく実際に生活していることをいう。）からとし、5月1日（冬季大会は11月1日）以降引き続き居住していること。勤務地からの出場は認めない。また、居住地の市町スポーツ協会が県スポーツ協会に加盟していること。

(イ) 大学生の県内出身者は、出身市町から出場する。ただし、県外出身者は居住地から出場する。

(ウ) 2競技以上の参加は、競技進行上差し支えない限り認める。

(エ) 年齢基準は、令和3年4月1日現在とする。

(オ) 国民体育大会の予選を兼ねる競技においては、国民体育大会規程による。

イ 交流大会の部

特に定めないが、競技・種目別実施要項による。

ウ 高等学校の部

高等学校体育連盟の参加資格による。

エ 中学校の部

中学校体育連盟の参加資格による。

オ 小学生の部

福井県スポーツ少年大会開催基準要項の参加資格による。

カ 障がい者の部

競技別実施要項による。ただし全国障がい者スポーツ大会の予選を兼ねる競技については福井県障がい者スポーツ大会実施要項の参加資格による。

(5) 申込方法

ア 市町対抗の部

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、競技・種目別実施要項に定める期日までに、市町スポーツ協会会長を経て、下記実行委員会事務局あて2部申し込む。必ず市町スポーツ協会会長印を押印のこと。

イ 交流大会の部

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、競技・種目別実施要項に定める期日までに、直接競技・種目団体事務局あて申し込む。申込期日は、競技・種目別実施要項に準ずる。なお、体験・教室等への参加は、当日でも認める。

ウ 高等学校の部

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、競技・種目別実施要項に定める期日までに、学校長を経て、下記実行委員会事務局あて2部申し込む。必ず学校長印を押印のこと。

エ 中学校の部

中学校体育連盟の規則による。

オ 小学生の部

小学生の部は、福井県スポーツ少年大会開催基準要項の規則による。

カ 障がい者の部

障がい者の部は、各競技の実施要項の規則による。

【申込先】 〒918-8027 福井市福町3-20 福井県営体育館内
県民スポーツ祭実行委員会事務局
TEL 0776-34-2719 FAX 0776-34-2742
【振込先】 県民スポーツ祭実行委員会 委員長 南部 則雄
福井銀行 県庁支店(普)No.1061733

(6) 参 加 料

市町対抗および交流大会の部の参加料は、1人200円（傷害保険料を含む。）とし、その他プレー代など競技・種目ごとに別途発生するものは、競技・種目別実施要項による。

ア 市町対抗の部の参加費は、参加申込に合わせて、県民スポーツ祭実行委員会事務局へ納入する。

イ 交流大会の部の参加費は、競技・種目別に主催団体がとりまとめ、県民スポーツ祭実行委員会事務局へ納入する。

(7) 傷害保険について

県民スポーツ祭に参加する者は、主催者側で傷害保険に加入するが、自他の安全管理には十分留意すること。万一大会において負傷した場合は、主催者側は応急処置のみ行う。

(8) そ の 他

市町対抗および交流の部、高等学校の部の組合せは、競技・種目団体による責任抽選とし、組合せ結果は、(公財)福井県スポーツ協会ホームページに掲載する。

アドレス <http://www.fukui-taikyo.or.jp/>